

山形広域環境事務組合個人情報保護条例施行規則

平成 26 年 3 月
山広環規則第 2 号

改正 平成 28 年 3 月山広環規則第 3 号 平成 30 年 11 月山広環規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形広域環境事務組合個人情報保護条例（平成 26 年山広環条例第 2 号。以下「条例」という。）第 44 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第 2 条 条例第 2 条第 7 号ただし書の規則で定める処理は、次に掲げるものとする。

- (1) 文書又は図画の内容を記録するための処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (3) 専ら文書、図画又は電磁的記録の内容を電気通信の方法により公開するための処理

(個人情報取扱事務の届出事項等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始又は変更年月日
- (2) 個人情報の経常的な目的外利用及び提供の有無
- (3) 通信回線を利用する電子計算機の結合の有無
- (4) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
- (5) その他必要な事項

2 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、個人情報取扱事務（開始・変更）届出書（別記様式第 1 号）によるものとする。

3 条例第 7 条第 2 項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書（別記様式第 2 号）によるものとする。

4 条例第 7 条第 3 項に規定する目録は、個人情報取扱事務届出簿とし、管理課に備え置くものとする。

(個人情報保護責任者)

第 4 条 個人情報を取り扱う事務を所管している課等（以下「所管課」という。）に個人

情報保護責任者を置き、個人情報保護責任者は所管課の長をもって充てる。

- 2 個人情報保護責任者は、所管課における個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、所属職員を指揮監督するものとする。

(代理人による開示請求)

第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が特別の理由があると認める者は、個人情報の本人が身体上の障がい又は病気のため、自ら来庁して開示請求をすることが困難であると認められる者の代理人とする。

(個人情報開示請求書の記載事項等)

第6条 条例第15条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の開示の方法
- (2) 法定代理人等が開示請求をするときは、当該請求に係る個人情報の本人の区分並びに氏名及び住所
- (3) 開示請求をする法定代理人等が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名

- 2 条例第15条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書(別記様式第3号)によるものとする。

(本人等であることを証明するために必要な書類)

第7条 条例第15条第2項(条例第24条第4項、第28条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として管理者が認めるもの
- (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍全部事項証明書、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類として管理者が認めるもの
- (3) その他の代理人が請求する場合 当該代理人に係る第1号に定める書類並びに個人情報の本人が第5条の規定に該当する者であることを証明する書類及び当該代理人の資格を証明する書類として管理者が認めるもの

(開示請求に対する決定の通知書等)

第8条 条例第20条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報を開示する旨の決定をしたとき。個人情報開示決定通知書（別記様式第4号）
 - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき。個人情報部分開示決定通知書（別記様式第5号）
 - (3) 個人情報を開示しない旨の決定をしたとき。個人情報非開示決定通知書（別記様式第6号）
- 2 条例第21条第2項に規定する書面は、個人情報開示決定等期間延長通知書（別記様式第7号）とする。
- 3 条例第22条に規定する書面は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（別記様式第8号）とする。

（第三者への意見照会書等）

第9条 条例第23条第1項及び第2項に規定する書面は、個人情報の開示に関する意見照会書（別記様式第9号）とする。

- 2 条例第23条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、個人情報の開示に関する意見書（別記様式第10号）によるものとする。
- 3 条例第23条第3項に規定する書面は、個人情報の開示決定に関する通知書（別記様式第11号）とする。

（開示の実施等）

第10条 条例第24条第1項に規定する個人情報の開示は、管理者が指定する日時及び場所において実施するものとする。

- 2 条例第24条第2項に規定する電磁的記録に記録されている個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) フィルム（マイクロフィルムを除く。）に記録されている個人情報 当該個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 録音テープに記録されている個人情報 次に掲げる方法
 - ア 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該個人情報に係る部分を録音カセットテープに複写したものの交付
 - (3) 録画テープに記録されている個人情報 次に掲げる方法
 - ア 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴

イ 当該個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付

(4) マイクロフィルムに記録されている個人情報 当該個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(5) その他の電磁的記録に記録されている個人情報 次に掲げる方法であって、実施機関が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該個人情報に係る部分を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該個人情報に係る部分をフロッピーディスク又は光ディスクに複写したものの交付

3 管理者は、個人情報の開示を受ける者が、当該個人情報が記録されている行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 個人情報が記録されている行政文書の写しの交付部数は、1部とする。

（費用の徴収）

第11条 条例第26条に規定する個人情報が記録されている行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、写しを交付する際、これを徴収する。

（個人情報訂正請求書の記載事項等）

第12条 条例第28条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 法定代理人等が訂正請求をするときは、当該請求に係る個人情報の本人の区分並びに氏名及び住所

(2) 訂正請求をする法定代理人等が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名

2 条例第28条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書（別記様式第12号）とする。

（訂正請求に対する決定の通知書等）

第13条 条例第30条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

れ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人情報訂正する旨の決定をしたとき。 個人情報訂正決定通知書（別記様式第13号）

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき。 個人情報部分訂正決定通知書（別記様式第14号）

(3) 個人情報を訂正しない旨の決定をしたとき。 個人情報非訂正決定通知書（別記様式第15号）

2 条例第31条第2項に規定する書面は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記様式第16号）とする。

3 条例第32条に規定する書面は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（別記様式第17号）とする。

（個人情報利用停止請求書の記載事項等）

第14条 条例第35条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 法定代理人等が利用停止請求をするときは、当該請求に係る個人情報の本人の区分並びに氏名及び住所

(2) 利用停止請求をする法定代理人等が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名

2 条例第35条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（別記様式第18号）とする。

（利用停止請求に対する決定の通知書等）

第15条 条例第37条において準用する条例第30条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人情報の利用停止をする旨の決定をしたとき。 個人情報利用停止決定通知書（別記様式第19号）

(2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき。 個人情報部分利用停止決定通知書（別記様式第20号）

(3) 個人情報の利用停止をしない旨の決定をしたとき。 個人情報非利用停止決定通知書（別記様式第21号）

2 条例第37条において準用する条例第31条第2項に規定する書面は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第22号）とする。

3 条例第37条において準用する条例第32条に規定する書面は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（別記様式第23号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第16条 条例第39条の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（別記様式第24号）によるものとする。

（運用状況の公表）

第17条 条例第43条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について、山形広域環境事務組合公告式条例（昭和43年共衛条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し公告するものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の届出件数
- (2) 開示、訂正及び利用停止請求の件数並びに処理状況
- (3) 審査請求の件数及び処理状況
- (4) その他必要な事項

（平28規則3・一部改正）

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

別表（第11条関係）

写	作成方法		費用の額
し の 作 成 に 要 す る 費 用	電子複写機による複写（日本工業規格A列 3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	モノクロ	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 20円
	用紙に出力したもの（日本工業規格A列3番 以下の大きさの用紙に出力する場合）	モノクロ	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 20円
	録音カセットテープ（120分）に複写したもの		1巻につき 120円
	ビデオカセットテープ（120分）に複写したもの		1巻につき 250円
	フロッピーディスク（2HD）に複写したもの		1枚につき 60円
	光ディスク（CD-R）に複写したもの		1枚につき 100円
	光ディスク（DVD-R）に複写したもの		1枚につき 200円
	委託等による複写		上記の規定にかかわらず、委託等に要した額
写しの送付に要する費用			郵送に要する額

備考

- 1 1枚の用紙の両面に複写した場合における費用の額は、2枚として計算する。
- 2 日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては、日本工業規格A列3番の大きさの用紙に換算した枚数とする。